

各事務事業に対する中間とりまとめ・見解

計画調整局

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解			
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出		そ の 他	1号	2号	3号	そ の 他	計			再任用 非常勤	
19001	阪神高速道路関係事務	阪神高速道路株式会社が大阪地区で行う道路建設等に対して、民営化後も引き続き独立行政法人日本高速道路保有・返済機構に出資を行うと伴に、同社の株主として経営状態を把握し、本市施策の実現に努める。		1	ウ	b生活水準確保	1法令規定	C-1	A-1 A-2 A-4 C	3101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	1,793,500	0.30				0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの	
19002	本州四国連絡高速道路関係事務	本州四国高速道路株式会社に対して、民営化後も引き続き独立行政法人日本高速道路保有・返済機構に出資を行うと伴に、同社の株主として経営状態を把握し、本市施策の実現に努める。		1	ウ	b生活水準確保	1法令規定	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	838,880	0.10				0.1		ウ-6 その他	事業のあり方を検討する必要がある。
19003	(財)大阪市都市工学情報センター監理業務	本市の魅力あるまちづくりのコーディネートとサポートを行うために(財)大阪市都市工学情報センターを活用して、都市工学情報等の普及啓発や地域情報化及び住民主体のまちづくりを推進するための調査・研究などの業務を委託する。また、同センターの監理を行う。		1	ウ	g内部業務	6内部業務	C-1	F		ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	76,679	0.50				0.5		ウ-5 行政の関わり方の再検証が必要なもの	
19004	地上デジタルテレビ放送への移行関係業務	国は、平成22年12月末までに全ての公共施設に対してデジタル化改修完了を目標として、各公共団体に、現状を把握し改修計画策定と達成状況の公表を求めている。 また、国は平成21年度中にきめ細やかな説明会等を実施予定であり、本市に対して住民説明会、相談会の周知広報・サポート、高齢者・障害者への働きかけ・サポートを要請している。これらの要請に応じて適宜関係局・区と調整を行う。	23	0	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	F		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.50				0.5		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業	
19005	大阪科学賞運営事務	大阪府、大阪市及び財団法人大阪科学技術センターが創造的科学技術の振興を図り、21世紀の新たな発展と明日の人類社会に貢献することを目的に「大阪科学賞」を昭和58年度に創設した。理学、工学、農学、生物学、医学、薬学、情報科学の各分野において、研究・開発に貢献した者に対し賞を贈呈する。		1	ス	f魅力を高める	4直接執行	A-2	A-1	1299	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	○	1,200	0.10		0.1		0.2		ウ-6 その他	今後の事業進捗に向けて政策的議論が必要である。
19006	大学・大学院との連携システムの構築	都市の活性化を促進するため、キャンパスポート大阪を大学と地域の連携・協働の拠点とし、大学コンソーシアム大阪、関西社会人大学院連合と協働しつつ、本市の人材育成機能の強化と、大学等との連携の仕組みづくりを推進する。		1	ウ	f魅力を高める	2企画立案	A-2	A-1	1302	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	○	25,924	0.90		0.2		1.1		ウ-6 その他	今後の事業進捗に向けて政策的議論が必要である。
19007	大阪市における科学技術振興にかかる調査	平成21年3月に策定した「大阪市科学技術振興指針」のもと、大学・研究機関や企業のポテンシャルを最大限に生かし大阪の科学技術を振興するため、国や大学等と連携した研究開発プロジェクトの具体化や産学官のネットワークの形成に関する調査を実施するとともに、先端科学技術の利活用方策およびイノベーションの好循環を創出するシステムを構築するための調査を実施する。		1	ア、ウ	f魅力を高める	2企画立案	A-2	A-1	1201	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	○	—	○	35,303	3.00		0.7		3.7		ウ-6 その他	今後の事業進捗に向けて政策的議論が必要である。
19008	上海万博大阪出展業務	2010年(平成22年)に開催される上海万博は、7000万人の来場が見込まれる史上最大の万博となることが予想されている。この上海万博内の、世界中の都市事例が展示されるベストシティ実践区に、「環境先進都市・水都大阪の挑戦」を基本テーマに、府と共同で経済界の協力を得ながら出展する。	22	0	ソ	f魅力を高める	2企画立案	A-2	A-1	1401	ア.短期	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	○	55,000	4.50				4.5		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業	
19009	水の都大阪再生構想の推進	世界的にも珍しい都心部で「ロ」の字を形成する河川を「水の回廊」と位置づけ、魅力あふれる水辺の整備、水上交通の振興、水辺の活性化のため、特にハード面から「水の都大阪」を再生し、本市の都市魅力の向上に向けた取り組みを支援する。		1	ソ	f魅力を高める	2企画立案	A-2	A-4	1499	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.50				0.5		エ-3 事業が重複していると考えられるもの	

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)				21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解				
			年 度	無 し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出		そ の 他	1号	2号	3号	そ の 他	計		再任用 非常勤			
19010	統計情報システム等統計整備	統計情報システム等により統計データの効率的な管理運営を行う。 主要な統計データについて、本市ホームページにおいて広く市民等に公表する。 また、大都市統計協議会をはじめとした各種統計関連協議会等との連絡調整事務及び国の統計制度の改正や見直しに連動した調整事務を行う。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	B			ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	○	5,533	2.50					2.5		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
19011	統計誌刊行	市民、市職員、他地方公共団体、各種団体、企業、学術研究機関を対象に、各種企画検討の基礎データとして、統計誌（統計書、市勢要覧、統計時報）を刊行し、正確かつ迅速な統計情報を提供する。		1	ソ	g内部業務	6内部業務	C-1	E			イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	2,187	1.80					1.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19012	統計調査員研修確保対策	国が実施する統計調査の調査員の選任を行うとともに、調査員を事前に登録・確保し資質向上を図る。		1	ス	hその他	6内部業務	A-3	E			イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	440	1.00					1.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19013	統計調査推進事業（市長感謝状贈呈式）	市民に広く統計調査の重要性を知ってもらい、一層の理解と協力を得るために、多年にわたり統計調査員として調査に従事し、功労のあった方へ感謝の意を表すため市長感謝状等の贈呈及び叙勲等表彰関係事務を行う。		1	ス	hその他	4直接執行	C-1	E			イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	922	0.60					0.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19014	統計解析	各種統計データの加工分析、統計資料整備、統計解析手法に係る研究を行う。 また、本市における経済活動について、各種の統計資料を用いて推計し、本市経済の実態を包括的に把握、分析する。 また、本市の経済構造を明らかにし、地域経済の分析を行うための唯一の手法である産業連関表の作成を行う。		1	ソ	f魅力を高める	6内部業務	C-1	E			イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	8,999	2.40					2.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19015	人口分析	各種行政施策の企画立案等の基礎資料を提供するため、人口分析を行う。		1	ソ	f魅力を高める	6内部業務	C-1	E			イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	4,149	1.50					1.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19016	学校基本調査	学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的として調査を行う。 （調査周期 毎年）		1	ウ・エ	a法律義務	1法令規定	C-1	C			イ.中期	c国・府	○	—	—	—	—	312	0.20					0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19017	経済センサス― 基礎調査（市）	全ての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするため、全事業所及び企業の経済活動を調査する。（調査周期 5年）		1	ア	a法律義務	1法令規定	A-1	C			イ.中期	c国・府	○	—	○	—	—	179,254	4.50					4.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19018	経済センサス―基礎調査（区）	区内の事業所及び企業（10以上の支社を有する企業を除く）を対象に実査事務を行う。（調査周期 5年）		1	ア	a法律義務	1法令規定	A-1	C			イ.中期	c国・府	○	—	—	—	○	上記に含む						0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19019	国勢調査調査区設定（市）	国勢調査の実施に当たり、調査員の担当する区域を明確にし、調査の重複・脱漏を防ぎ、調査を正確かつ円滑に実施するための基礎となり、また、集計の地域単位及び各種標本調査の実施の基礎資料を得ることを目的として調査区の設定を行う。（調査周期 5年）		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C			イ.中期	c国・府	○	—	—	—	○	14,604	1.20					1.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19020	国勢調査調査区設定（区）	国勢調査の実施に当たり、調査員の担当する調査区域を明確にし、調査の重複・脱漏を防ぎ、調査を正確かつ円滑に実施するため調査区域の設定を行う。（調査周期 5年）		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C			イ.中期	c国・府	○	—	—	—	—	上記に含む						0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19021	全国消費実態調査（市）	家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、所得、消費、資産に係る水準、構造及び分布などを明らかにすることを目的として調査を行う。 （調査周期 5年）		1	ソ	a法律義務	1法令規定	A-3	C			イ.中期	c国・府	○	—	—	—	—	16,750	1.20					1.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19022	全国消費実態調査（区）	区内における家計の収支及び貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地に関する実査事務を行う。 （調査周期 5年）		1	ソ	a法律義務	1法令規定	A-3	C			イ.中期	c国・府	○	—	—	—	○	上記に含む						0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解		
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤			
19023	工業統計調査（市）	工業（製造業）を対象として、事業所数、従業員数等を産業分類別、規模別、地域別に把握し、製造事業所の分布、製造活動など、工業の実態を明らかにすることを目的として調査を行う。（調査周期 毎年）		1	ア	a法律義務	1法令規定	A-1	C		イ.中期	c国・府	○	—	—	—	—	30,008	1.40					1.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19024	工業統計調査（区）	区内の工業（製造業）を対象とした実査事務を行う。（調査周期 毎年）		1	ア	a法律義務	1法令規定	A-1	C		イ.中期	c国・府	○	—	—	—	○	上記に含む						0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19025	農林業センサス（市）	農林業の実態を明らかにし、農林行政の基礎資料を得ることを目的として調査を行う。（調査周期 5年）		1	ス	a法律義務	1法令規定	A-3	C		イ.中期	c国・府	○	—	—	—	—	5,959	0.80					0.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19026	農林業センサス（区）	区内の農林業の実態に関する実査事務を行う。（調査周期 5年）		1	ス	a法律義務	1法令規定	A-3	C		イ.中期	c国・府	○	—	—	—	○	上記に含む						0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19027	商業統計調査	卸・小売事業所を対象として、業種別、規模別、地域別に把握し、卸・小売事業所の分布等商業の実態を明らかにすることを目的として調査の説明会への出席。（調査周期 5年）		1	ア	a法律義務	1法令規定	A-1	C		イ.中期	c国・府	○	—	—	—	—	72	0.00					0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19028	国勢調査第3次試験調査（市）	平成22年国勢調査の実施計画案を策定するために実施したこれまでの試験調査結果を踏まえた最終的な検証と地方事務習熟を目的として試験調査を実施する。（調査周期 5年）		1	シ	a法律義務	1法令規定	A-1	C		イ.中期	c国・府	○	—	—	—	—	1,290	0.40					0.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19029	国勢調査第3次試験調査（区）	城東区の一部の地域を対象に実査事務を行う。（調査周期 5年）		1	シ	a法律義務	1法令規定	A-1	C		イ.中期	c国・府	○	—	—	—	○	上記に含む						0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19030	経済センサス—活動調査第2次試験調査（市）	平成23年経済センサス—活動調査を円滑かつ正確に実施するため、調査方法及び各調査段階における調査事務等についての実地の検討を行い、調査の実施計画確定に必要な基礎資料を得るため、試験調査を行う。（調査周期 5年）		1	シ	a法律義務	1法令規定	A-1	C		イ.中期	c国・府	○	—	—	—	—	663	0.30					0.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19031	経済センサス—活動調査第2次試験調査（区）	本市行政区のうち1区において、実査事務を行う。（調査周期 5年）		1	シ	a法律義務	1法令規定	A-1	C		イ.中期	c国・府	○	—	—	—	○	上記に含む						0.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19032	ユビキタスシティの実現に関する調査	いつでも、どこでも、だれでも、必要な情報を利活用できるユビキタスシティの実現に向けた各種の調査研究を実施し、今後の施策へ反映する。		1	ソ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-2	A-1	2201	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	○	4,100	1.30					1.3		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
19033	ユビキタス街角見守りロボットモデル事業	大阪市立中央小学校において、こどもが身に付けるICTタグからの通報により、地域のボランティアが駆けつけてこどもの安全を守る「ユビキタス街角見守りロボットモデル事業」を実施し、事業にかかる検証・評価(中間)を実施する。 なお、平成20年6月2日、同モデル事業が「情報通信月間」近畿総合通信局長表彰を受賞した。		0	カ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-2	A-1	2101	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	—	—	—	6,000	1.00					1.0		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの
19034	高度情報通信基盤の整備促進	区役所や地下鉄等の大阪市が保有する空間を開放することにより、通信事業者の無線LANをはじめとする先進IT基盤の整備を促進するとともに、光ファイバ網など情報通信基盤のインフラを拡充するため、通信事業者に対して、電線共同溝・下水道・地下鉄などの公共収容空間の施設情報を的確に提供し、公共収容空間の開放を促進する。		1	ソ	f魅力を高める	6内部業務	A-2	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.20					0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19035	統合型GIS整備促進事業	全庁的に業務情報を共有並びに業務の連携を行う統合型GISプラットフォームを構築し、平成21年度中に本格稼働を行う。併せて、市民向けのGISについても、平成22年4月の稼働を行うため、システムの開発、導入を進める。		1	ソ	g内部業務	6内部業務	C-3	A-1 A-3	1401	ア.短期	e市(要改善)	○	○	○	—	○	65,395	3.00					3.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19036	高度情報化関連業務	平成18年5月に策定した「大阪市情報化基本指針」に基づく各局の情報化施策推進への誘導・進捗管理を行う。 また、高度情報化社会の進展に対応したまちづくりを推進するために、各種協議会等に参加し、情報収集、発信するとともに、個別の課題についての調査を行う。		1	ソ	g内部業務	6内部業務	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	○	8,898	1.50					1.5		エー3 事業が重複していると考えられるもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。				
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤					
19037	大阪駅北地区先行開発区域における民間開発の誘導	大阪駅北地区の開発では、人、情報、知識が集積し交流する知的創造拠点(ナレッジ・キャピタル)の形成を図るとともに、大阪の新しい顔にふさわしい風格ある景観、潤いと水と緑豊かな都市環境の創出をめざしている。 地区東側の先行開発区域については、平成18年に民間開発事業者が決定しており、現在平成24年度下期のまちびらきをめざしてプロジェクトが進められているが、本市として魅力あるまちづくりの推進を図るため、開発事業者の事業進捗状況を踏まえつつ関係者間の調整等を行い、民間開発を円滑かつ適切に誘導する。		1	ソ	f魅力を高める	2企画立案	A-2	A-1 A-2 A-4	1101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	5,217	2.00					2.0		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
19038	大阪駅北地区2期開発区域における民間開発の誘導	大阪駅北地区の開発では、人、情報、知識が集積し交流する知的創造拠点(ナレッジ・キャピタル)の形成を図るとともに、大阪の新しい顔にふさわしい風格ある景観、潤いと水と緑豊かな都市環境の創出をめざしている。 地区西側の2期開発区域については、現在貨物駅が稼働中であるが、今後本区域における民間開発を誘導・促進するため、開発ビジョンの具体化や関係者間の調整等を行い、大阪駅北地区の全体開発の実現を図る。		1	ソ	f魅力を高める	2企画立案	A-2	A-1 A-2 A-4	1101 2201	イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	○	8,717	2.00					2.0		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
19039	大阪駅北地区2期開発区域における基盤整備	大阪駅北地区の全体開発の実現にあたって、2期開発区域における高度な土地利用と良好な都市環境の創出を両立させるため、交通便利性の向上や地域分断の解消による周辺市街地との連携及び周辺市街地の再生、防災性向上の観点から、基盤整備は必要不可欠な事業であり、大阪駅北地区の国際的拠点としての機能をより高めるものである。このため、関係者間の調整等を行い、事業実現に向けて取り組みを進める。		1	ソ	f魅力を高める	2企画立案	A-2	A-1 A-2 A-4	1101 2201	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	7,500	2.00					2.0		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
19040	国内外の大学等の誘致推進	大阪市の活性化には知的生産力・創造力の強化が不可欠であり、大学が大阪市内に立地することは、高度で創造的な人材の育成や集積、産学連携による地元企業の活性化、市民への多様な教育機会の提供、イメージの向上、地元の雇用・消費の増加など、幅広い点で地域活性化に大きな役割を果たすため、大学等のニーズを継続的に把握し、助成制度を活用しながら誘致活動を行う。		1	ソ	f魅力を高める	4直接執行	A-2	A-1 A-4	1301	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	—	—	—	○	55,970	1.00					1.0		ウー6	その他	今後の事業進捗に向けて政策的議論が必要である。
19041	都市計画決定事務	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、道路・公園等の都市施設や地域地区・地区計画等の都市計画決定に向け、関係者との調整、都市計画案の検討、都市計画審議会等の手続きなどを行う。 また、都市計画決定にあわせ市民への情報提供に供する都市計画図の更新等を行い、市民への周知を図るとともに、市民からの要請に応じて説明や都市計画証明等を行う。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	A-3	A-1 C	3201	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	4,891	3.08					3.08		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
19042	道路等の都市施設に関する計画・調整等	道路・都市高速鉄道・下水道・河川等の都市施設の整備について、計画案の検討、関係者との調整等を行う。(都市計画道路の検討、開発計画に伴う交通計画の検討、駅前広場計画の検討、都市計画事業認可の調整、河川整備計画関連、阪和貨物線用地の跡地利用計画、西大阪橋梁架替計画 など)		1	ソ	a法律義務	1法令規定	A-3	A-1 A-2 A-4 C	3201	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	1.57					1.57		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
19043	民間開発・都市基盤整備等に伴う交通関連の調整・手続き	民間の開発計画に伴う交通処理計画に関する調整や鉄道事業等の実施・変更に伴う各種届出等を行う。(地下街連絡協議会関連、鉄道事業法61条ただし書き協議窓口、民間開発に伴う交通処理計画の調整、大規模小売店舗立地法関連、道路運送法旧90条届出 など)		1	ソ	b生活水準確保	2企画立案	C-1	A-1 A-4 C	3201	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.77					0.77		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
19044	阪神高速関連	阪神高速道路の整備や運営等に関する計画・調整を行うことにより、高速道路ネットワークの機能強化、利用促進、沿道の環境改善等を図る。(淀川左岸線関連に関する検討・調整、料金制度の検討、事業許可変更、各ジャンクション計画の検討、渋滞対策関連 など)		1	ソ	a法律義務	1法令規定	A-3	A-1 A-2 A-4 C	3101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.78					0.78		キ	引き続き改善しながら実施するもの	

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤		
19045	淀川・大和川沿川整備協議会	近畿地方整備局や沿川等の関係機関と連携を図りながら(淀川沿川整備協議会、大和川沿川整備協議会における協議・調整等)淀川や大和川の高規格堤防(スーパー堤防)の整備等を推進する。		1	ソ	b生活水準確保	2企画立案	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	68	0.47				0.47		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19046	近畿地区幹線道路協議会	近畿地区における道路の計画、事業の実施、運営方法等について、近畿地方整備局、関係地方公共団体等により、調査研究、総合的な調整などを行う。		1	ソ	b生活水準確保	2企画立案	C-1	A-1 A-2 A-4	3201	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	100	0.27				0.27		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19047	都市施設基本計画策定調査	将来の各種都市施設(道路・公園・鉄道・駐車場等)についての具体的な対策を模索していくとともに、各種事業計画との整合性を勘案しつつ、その事業方法について検討を行う。		1	ソ	b生活水準確保	2企画立案	C-1	A-1 A-2 A-4	3201	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	—	○	5,862	0.57				0.57		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19048	JR阪和貨物線跡地の活用検討調査	JR阪和貨物線が平成21年3月31日に廃線となり、平野区・東住吉区・住吉区の3区にまたがる大和川周辺に新たな空間が生まれることから、踏切跡の拡幅による地域分断の解消など、線路跡地を市民にとって有効に活用するための検討を行う。	21	0	ソ	b生活水準確保	2企画立案	B-1	A-1 A-2 A-3 A-4	2201	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	10,000	0.67				0.67		ア 平成21年度をもって廃止・収束する事業
19049	地形図の更新・管理・活用等	都市計画のベースマップ等として利用する大阪市域の地形図について、定期的に更新を行う。また地形図データの販売業務や市内部や他の行政機関等への情報提供や、統合型GISのベースマップとして利用し、本市業務の効率化等を図る。		1	ソ	g内部業務	6内部業務	C-1	A-1	1401	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	0	0.47				0.47		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
19050	地域地区制的確な運用	用途地域や都市再生特別地区など、地域地区制度を活用し、土地の有効活用、良好な市街地環境の確保などを図るため、建築物等の適切な規制誘導を行う。また、都市計画法53条・65条許可事務及び風致地区内の建築物等に関する許可事務、地区計画の区域内における建築等の届出、大規模建築物事前協議制度による協議等の事務を行う。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 A-2 A-4 C	1101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	626	1.07				1.07		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19051	地区計画制度の活用	地区レベルでのきめ細かなまちづくりをめざし、必要な公共施設の整備や建築物等の規制誘導を行う。また、地区計画区域内における建築行為等の届出の事務を行う。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	A-3	A-1 C	1101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	626	1.07				1.07		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19052	都市再生プロジェクトの展開	都市再生緊急整備地域にかかる施策・事業の取りまとめや進捗管理を行う。また、平成24年5月の都市再生特別措置法の法期限に向け、これまでの成果等の整理・検証を行い、国に対して、延長やより効果的な制度への拡充等の要望を行う。また、都市計画法についても、国において抜本的な見直しが検討されており、本市としても現行制度の課題や今後の都市計画制度のあり方に関する検討を行い、必要に応じて国に要望を行う。		1	ソ	f魅力を高める	2企画立案	C-1	A-1 A-2 A-4	3201	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	○	7,000	0.57				0.57		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19053	用途地域等の地域地区指定事務	用途地域をはじめとする地域地区制度の活用にあたり、適切な土地利用規制誘導のための検討調査を行うとともに、必要な都市計画決定を行う。今後、土地利用動向調査等を踏まえ、全市を対象とした用途地域等の見直しを行っていく。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	3201	イ.中期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	4,666	1.58				1.58		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19054	駐車需要に対応した安全な駐車スペースの確保	建築確認申請等の機会をとらえ、以下の法令等に基づいて、業者との設計協議を行い、必要に応じて現地調査を行う。 ・「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づく協議、下見 ・「共同住宅の駐車施設に関する指導要綱」に基づく協議、下見 ・「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」に基づく協議 ・「大規模小売店舗立地法」に基づく協議 ・「駐車場法」に基づく協議、届出駐車場等の受理		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 A-4 C	2199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	1.87				1.87		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解		
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤			
19055	総合的な駐車施策の検討に関する調査	平成18年6月に改正『道路交通法』の施行に伴う違法駐車取締りの強化がなされ、路上駐車が大きく減少し、また、自動二輪車駐車問題が社会問題となり、対応が求められるようになるなど、駐車問題を取り巻く状況は大きく変化していることから、将来的な自動車交通需要予測を踏まえた総合的な駐車施策の具体的な対策を模索し、その実施方法について検討調査を行う。		1	ソ	c生命財産を守る	2企画立案	C-1	A-1 A-4 C	2299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	○	4,000	0.37					0.37		ウー1 社会経済情勢の変化等に照らしてニーズとの整合性の再検証が必要なもの
19056	公園等の都市施設の計画・調整等	公園・緑地・駐車場・ごみ焼却場・廃棄物処理施設等の都市施設の整備について、計画案の検討、関係者との調整等を行う。(都市計画公園・緑地の検討、都市計画事業認可の調整、需要予測に伴う駐車場計画の検討、ごみ処理場の配置計画の検討、建基法第51条関連手続き、照会回答業務など)		1	ソ	a法律義務	1法令規定	A-3	A-1 A-2 A-4 C	3201	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	1.68					1.68		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19057	生産緑地地区等の地域地区指定事務	生産緑地地区等の地域地区制度の活用による、適切な土地利用規制誘導のために、調査・検討および、関係者等との調整をおこなっていく。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	A-3	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.36					0.36		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19058	地形図管理基本システム・都市計画窓口システム運用管理	都市計画行政支援システムのサブシステムである地形図管理基本システム、都市計画窓口システムのデータ管理や運用、必要な環境整備の検討・実施等を行う。		1	ソ	g内部業務	6内部業務	C-1	D		ア.短期	e市(要改善)	○	○	○	—	○	20,786	0.36					0.36		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
19059	都市計画法・駐車場法関連申請管理システム運用管理	都市計画行政支援システムのサブシステムである都市計画法等関連申請管理システムのデータ管理や運用、必要な環境整備の検討・実施等を行う。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	D		ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	○	8,691	0.26					0.26		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
19060	都市計画企画立案支援システム運用管理	都市計画行政支援システムのサブシステムである都市計画企画立案支援システムのデータ管理や運用、必要な環境整備の検討・実施等を行う。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	D		ア.短期	e市(要改善)	○	○	○	—	○	4,859	0.26					0.26		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
19061	都市計画広報等連絡事務(パンフレット・リーフレット作成等)	都市計画広報資料作成のための情報収集、資料作成等連絡事務等を行う。		1	ソ	hその他	10その他	C-1	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	4,348	0.37					0.37		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
19062	地区計画制度(再開発等促進区の指定)等の活用による民間開発の推進	・未利用地における土地利用転換を円滑に進めるため、道路や公園等の都市基盤と建築物等との一体的な整備に関する計画を地区計画として定めることにより、良好な市街地環境の形成に資するプロジェクトを誘導する。 ・土地区画整理事業、市街地再開発事業を都市計画決定することにより、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図る。 ・また、地区計画区域における建築行為等の届出の受付、これに付随する協議、調整、相談等窓口業務を担う。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	A-3	A-1 A-2 C	1101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	3,000	0.87					0.87		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19063	中之島地区のまちづくりの推進	主として次の事項に係わり、本市関係部局及び各施設管理者や、民間事業者等との協議、調整業務を担う。 ・地区全体の地権者から成る「中之島まちみらい協議会」の窓口となり、公民一体となったまちづくりの推進。 ・中之島地区における民間開発の誘導により、緑道等歩行者ネットワークの形成や広場等オープンスペースを確保し、にぎわいやゆとりを感じさせる魅力的な都市空間の形成。 ・中之島公園の再整備に伴う「なにわ橋駅」周辺の駐輪場やにぎわい施設等公共施設整備。		1	ソ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-2	A-1 A-2 A-4	1101	ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	—	0	0.67					0.67		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19064	大阪市都市計画審議会	都市計画法第77条の2、同法第87条の2に基づく都市計画審議会の運営及び都市計画決定に係る手続き(縦覧・意見書の受付・告示・広報等)		1	ソ	a法律義務	1法令規定	A-3	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	9,546	0.78					0.78		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤		
19065	国際都市計画交流組織 (INEX) 推進調査	複雑化する都市問題に対応するため、都市計画の分野において、世界の主要都市及び国内の政令指定都市の都市計画行政上の課題やその対応策等について情報収集を行うほか、会員都市(政令指定都市)が都市計画上の共通課題の共同調査、協議会のネットワークを利用した課題解決のための情報交換・検討などを行う。また、都市計画制度改正にかかる国への働きかけなども行っている。		1	エ、ソ	hその他	10その他	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	600	0.28				0.28		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19066	生産緑地法による照会及び回答	生産緑地について、都市計画法の規定による告示日から30年を経過した際、あるいは主たる従事者が死亡または故障した際、その所有者が市長に対し買い取り申出を行った場合、事業主管局に照会を行い、買い取りの有無を決定し、1ヶ月以内に申出者にその旨を通知する。		1	シ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.48				0.48		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19067	国土利用計画法(国土法)に関する届出受理、審査及び処理	国土法に基づく2,000平米以上の土地取引についての届出を受理し、当該届出地の利用目的に関する審査を行う。利用目的が土地利用に関する計画に適合しない場合には、3週間以内に、利用目的の変更を勧告し、その是正を求める。また、土地の利用目的について、適正かつ合理的な土地利用を図るために、必要な助言を行う。		1	アセ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	—	—	3,973	1.18				1.18		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19068	公有地の拡大の推進に関する法律(公拡法)に関する届出(申出)審査及び処理	公拡法に基づき、都市計画施設等の区域内にかかる200平米以上の土地又は市街化区域内の5,000平米以上の土地を有償譲渡しようとする場合の届出や、都市計画区域内の200平米以上の土地の買取申出を受理し、当該土地についての買取の有無を決定し、3週間以内に届出(申出)者にその旨を通知する。		1	アセ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.73				0.73		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19069	土地情報の提供及び地価相談	毎年1月1日時点の地価公示及び7月1日時点の都道府県地価の結果について、局HPへの掲載、市民等向け配布用印刷物(「大阪市の土地」、「地価インフォメーション」)の作成、市民等向け閲覧用印刷物(市内調査地点にかかる「位置図及び概要調書」)の作成などにより情報発信を行う。また、啓発業務として、毎年10月を「土地月間」とし、国土法届出制等について普及啓発を行うとともに、市民向けの不動産鑑定士による地価相談を毎月6〜7回行う。		1	ソ	hその他	4直接執行	C-2	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	2,432	1.23				1.23		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの
19070	土地取引規制基礎調査	地価公示、地価調査といった毎年1月、7月に実施される調査の実施時期以外の4月、10月においても同調査地点の評価を行い、また、市域内での開発拠点を独自で調査地点として設けその評価を行う(短期地価動向調査)。売買等による土地について、当該土地にかかる取引状況を把握するため、法務局に申請された登記情報を閲覧、データベース化する(法務局調査)。「法務局調査」により把握した土地取得者に対し、地価動向や利用動向を把握するためアンケート調査を行う(意識調査)。		1	ソ	hその他	4直接執行	C-2	E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	6,946	1.13				1.13		ウ-2 長期継続事業としての再検証が必要なもの
19071	広域交通ネットワークに関する検討調査	本市の産業基盤の拡充や経済活性化、或いは観光等の促進のためには、市域に限らず関西圏を含めた交通体系の確立、広域幹線道路の整備・充実が重要である。また、それにより物流ネットワークの促進や都心部における慢性的な渋滞対策につながる。このため、中長期的な観点から広域的な都市高速道路をはじめとした幹線道路の整備方策について検討を行うものである。		1	ア、ウ	b生活水準確保	2企画立案	C-1	A-1 A-2 A-4	3201	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	12,000	1.50				1.50		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19072	都市計画アセス関連事務	環境影響評価法や大阪市環境影響評価条例に定められた対象事業の都市計画決定を行う場合、都市計画決定権者として、事業者に代わり環境影響評価を行う。		1	ア、ウ	a法律義務	1法令規定	A-3	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	2.50				2.50		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19073	テクノポート大阪計画の推進	昭和63年に策定された「テクノポート大阪計画」基本計画の進捗状況を管理するとともに、計画の今後の進め方について検討を行う。		1	ソ	f魅力を高める	2企画立案	C-1	D		ア.短期	a不要(廃止)	○	—	—	—	—	0	0.10				0.10		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解			
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤				
19074	広域圏計画関係事務	国土形成計画(広域地方計画関係)の策定過程において、提案制度の活用や策定組織への参画などにより本市意見を計画に反映させ、本市の主要施策の推進を図る。また、関西広域機構においては、関係機関との協調連携をもとに、関西の総合力の向上や情報発信機能の強化に向けた取り組みを推進するとともに、近畿圏整備のための連絡調整、要望活動等を行う。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	4554	2.10					2.10		キ	引き続き改善しながら実施するもの
19075	大阪湾臨海地域開発整備法に基づく整備計画の促進に関する業務	大阪湾臨海地域開発整備法にかかるインセンティブに対する国への要望活動や、調査研究・企画立案を行うほか大阪湾ベイエリア開発整備についての市民の理解促進等を行う。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C E		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	11129	0.50					0.50		キ	引き続き改善しながら実施するもの
19076	大阪外環状線の建設促進	本事業は、現在の城東貨物線の施設や用地を活用しながら複線化・電化を行うとともに、新大阪駅に至る連絡線を新設し、新大阪から大阪東部地域を経てJR関西線久宝寺駅に至る旅客線・大阪外環状線(延長約20.3km)を整備するものである。 本事業について、関係各所との連絡調整を行い、スムーズな事業進捗を図る。 また、整備事業者である大阪外環状鉄道(株)に対し、出資等を行う。	30	0	ア、エ	b生活水準確保	2企画立案	C-1	A-1 A-2 A-4 B C E	3101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	○	○	1,151,480	0.60					0.60		イ	平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業
19077	中之島線の建設促進	本事業は、既設駅である京阪天満橋駅から分岐して中之島西部地区方面へ延伸する新線鉄道(中之島～天満橋間)を整備するものである。 本事業について関係各所との連絡調整を行い、スムーズな事業進捗を図る。 また、整備事業者である中之島高速鉄道(株)に対し、出資等を行う。	21	0	ア、エ	b生活水準確保	2企画立案	C-1	A-1 A-2 A-4 B C E	3101	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	○	238,429	0.40					0.40		ア	平成21年度をもって廃止・収束する事業
19078	西大阪延伸線の建設促進	本事業は、既設線である阪神西大阪線を近鉄難波駅まで延伸する新線鉄道(西九条～近鉄難波間)を整備するものである。 本事業について、関係各所との連絡調整を行い、スムーズな事業進捗を図る。 また、整備事業者である西大阪高速鉄道(株)に対し、出資等を行う。	21	0	ア、エ	b生活水準確保	2企画立案	C-1	A-1 A-2 A-4 B C E	3101	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	○	226,757	0.40					0.40		ア	平成21年度をもって廃止・収束する事業
19079	鉄道の安全性の向上	国の制度に基づき、大阪府とも協調し、鉄道駅耐震補強事業について、鉄道事業者等と調整を図りながら、その整備費用の一部に対して、助成を行い、民間の既存鉄軌道の安全対策の推進を図る。	22	0	ア、ウ、 エ	b生活水準確保	2企画立案	C-1	A-1 B C E	2101	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	○	23,317	0.30					0.30		イ	平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業
19080	鉄道整備関連調査等	平成16年10月に、近畿運輸局長の諮問機関である近畿地方交通審議会より出された答申第8号『近畿圏における望ましい交通のあり方について』の内容を踏まえ、鉄道ネットワークの機能向上を図るとともに、既存施設の利便性や安全性の向上を図るため、適宜、今後の大阪市における鉄道整備に係る技術的課題の検討、需要の動向やまちづくりへの効果把握などを行うとともに、関係事務事業や関係機関との連絡・調整等を行う。		1	ア、エ	b生活水準確保	2企画立案	C-1	A-1 A-2 A-4	3201	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	763	0.50					0.50		キ	引き続き改善しながら実施するもの
19081	コミュニティ系バス運営費補助	本市としての総合交通体系の確立を目指す中で、不採算であるものの、地域住民の日常生活に必要なバス交通の確保を図るため、コミュニティ系バス路線を対象に、その運行の維持に必要な運営費補助を交付する。		1	ア、エ	b生活水準確保	2企画立案	C-1	A-1 E	3101	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	1,657,076	0.40					0.40		ウー6 その他	本市施策の方向性を検討する必要があるもの
19082	バス活性化方策の検討調査	少子高齢化や環境問題といった社会環境の変化に対応し、利便性の高い都市交通の実現に資するため、バス利用促進やバスサービスの改善等のバス交通の活性化方策についての検討を行う。		1	ア、エ	b生活水準確保	2企画立案	C-1	A-1	3101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.20					0.20		キ	引き続き改善しながら実施するもの
19083	バス利用促進等総合対策事業補助	民営バス事業者が実施するバスの利用促進に資するための事業を対象に、その経費の一部を助成(国庫協調)することにより、公共交通機関としてのバスの利便性向上を図る。		1	ア、ウ、 エ	b生活水準確保	2企画立案	C-1	B C E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	177	0.30					0.30		キ	引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)					PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。			
			年 度	無 し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計			再任用・ 非常勤	
19084	北陸新幹線の促進	北陸新幹線の建設促進に向け、近畿の府県・政令市で構成される関西広域機構の一員として、関係先に要望などを行うとともに、関係事務事業や関係機関との連絡・調整等を行う。		1	ア、エ	b生活水準確保	2企画立案	C-1	A-1 A-2 A-4	3201	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	0	0.35				0.35		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
19085	リニア中央新幹線の促進	リニア中央新幹線の建設促進に向け、近畿の府県・政令市で構成される関西広域機構の一員として、関係先に要望などを行うとともに、関係事務事業や関係機関との連絡・調整等を行う。		1	ア、エ	b生活水準確保	2企画立案	C-1	A-1 A-2 A-4	3201	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	0	0.35				0.35		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
19086	関西国際空港2期事業の推進	関西国際空港の整備を行う関西国際空港株式会社に対し、建設資金等の出資・貸付を行う。 また、地元経済界、自治体が一体となって結成している、関西国際空港全体構想促進協議会の活動に参画し、関西国際空港の整備が促進されるよう、国会議員、国土交通省、財務省等に対して要望活動を実施しており、それらの活動に本市も参加している。 この他、関西国際空港株式会社と連携して、海外の航空関係者に対する関西国際空港の利用促進のためのセールス活動を実施しており、大阪や関西国際空港のPRに取り組む。		1	ア エ	b生活水準確保	2企画立案	C-1	A-1 A-4 E	1401 3101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	287,018	0.90				0.90		ウ-6 その他	事業のあり方を検討する必要がある。
19087	関西国際空港集客・利用促進事業	地元経済界、自治体が一体となって結成している関西国際空港全体構想促進協議会の活動に参画し、関西国際空港の活性化と一層の利用促進を図るため、「就航ネットワークの充実」、「物流ハブ機能の強化」、「アクセス利便性の向上」、「関西と世界の交流促進」などをテーマとする事業に、国の観光施策等と連携して取り組む。		1	ア エ	f魅力を高める	2企画立案	C-1	A-1 A-4 E	1401	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	102000	0.85				0.85		ウ-6 その他	市としての役割を整理する必要がある。
19088	交通政策企画立案支援システム	パーソントリップ調査などの交通関連情報の有効活用を図り、多様な解析ニーズへの対応やわかりやすい資料作成を行うために、総合交通政策の企画立案を支援するシステムの運用管理、データ整備等を行う。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	D		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	—	790	0.25				0.25		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの	
19089	旧OTS線等利用促進関連経費	旧OTS線と地下鉄・ニュートラムとの運営を一元化し、交通ネットワークの充実を図るとともに、利用者の利便性を向上させるため、平成17年7月より料金の値下げを実施した。(難波→コスモスクエア 480円→270円等) この値下げに伴う影響額に対する一般会計の分担金として負担するものである。	26	0	エ	b生活水準確保	2企画立案	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	300,000	0.30				0.30		ウ-6 その他	今後の事業進捗に向けて政策的議論が必要である。
19090	民間駐車場整備融資	本制度は、民間での駐車場建設及び民間賃貸共同住宅の駐車場建設を促進し、道路交通の円滑化や都市機能の向上、また居住環境の向上等を図ることを目的に、駐車場及び賃貸共同住宅の入居者の駐車場の建設に必要な資金の一部を、金融機関を通じて低利で融資するものである。 低利での融資を可能とするため、本市から融資額(あるいは償還残高)の概ね半分を銀行に預託している。 平成15年度から新規融資の申込受付は一旦休止しており、現在、事務としては、既存融資に係る銀行への年度ごとの預託に関するものが中心となる。		1	ソ	eサービスの確保	4直接執行	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	88,620	0.20				0.20		キ	引き続き改善しながら実施するもの
19091	駐車対策の推進	駐車マナーの向上を図るために公布・施行した「大阪市迷惑駐車の防止に関する条例」に基づき、地域で自主的に活動する公共的団体と協働した広報・啓発物品の支援(迷惑駐車防止推進地区活動)や、パンフレットやCATV等による広報啓発活動を行うものである。また、マイカー通勤などの自動車交通から公共交通機関への転換を喚起し、交通の円滑化を図る運動の一環として、毎月20日を「ノーマイカーデー」とし、ポスターの掲示等の広報啓発活動を中心に行うものである。		1	ソ	c生命財産を守る	4直接執行	A-1	A-1 A-4	2301	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	○	8500	1.85				1.85		キ	引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解		
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤			
19092	総合都市交通体系調査	本調査は、近畿地方整備局を中心に京阪神都市圏内の2府4県4政令市の自治体や関係機関などで構成される京阪神都市圏交通計画協議会において、京阪神圏内の総合的な交通施策の推進に向け、人や物の移動状況を把握するパーソントリップ調査及び物資流動調査等の実施・検討などを行うものである。		1	ソ	b生活水準確保	2企画立案	C-1	A-1	3299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	5,100	0.50					0.50		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19093	都市交通政策立案基本調査	本調査は、少子高齢化の進行や地球環境問題の顕在化などの社会状況の変化に対応した、利便性の高い都市交通を有するまちの実現に向けた都市交通政策の実施を目的に、鉄道やバスの公共交通機関に関する施策、まちのバリアフリー化、車利用者の交通行動の変更を促す施策(TDM)、情報通信技術を用いて人と道路と車両とをネットワークするシステム(ITS)などの各都市交通に関する施策について総合的な検討を行うものである。		1	ソ	b生活水準確保	2企画立案	C-1	A-1 A-4	3299	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	10,500	1.25					1.25		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19094	自動車から公共交通への利用転換の促進(モビリティ・マネジメントの推進)(新)	自動車交通の減少による環境の改善、交通渋滞の緩和を図るため、市民や企業に対して、自らの交通行動を見直し、自発的に環境にやさしい公共交通に転換してもらうために、アンケートや啓発冊子等の情報提供(モビリティ・マネジメント)を実施するものである。		1	ソ	c生命財産を守る	4直接執行	A-2	A-1 A-4	2301	イ.中期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	○	5,000	0.80					0.80		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19095	自動車交通解析調査	市内の自動車交通の交通流及び交通量の実態とその推移を把握し、自動車交通に起因する都市交通問題への対応や、交通処理計画などの基礎資料とするため、市内の自動車交通量の現地観測調査を行い、その集計や交通量図の作成などを行う。		1	内部・ ア	b生活水準確保	2企画立案	C-1	E		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	693	0.15					0.15		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19096	大阪まちなみ賞	大阪市、大阪府、(社)大阪府建築士会の3者主催により、周辺環境の向上に資し、かつ景観上優れた建物やまちなみを広く一般から推薦していただき、その中で特に優れたものを表彰する。		1	セ	f魅力を高める	4直接執行	C-1	B D		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.30					0.3		ウ-2 長期継続事業としての再検証が必要なもの
19097	建築美観誘導関連事務(建築美観誘導制度・御堂筋沿道建築物のまちなみ誘導)	都心部の主要な街路に面する建築物等について美観に関する基準を定め、それぞれの街路にふさわしい美しく個性的な都市景観をつくっていく。		1	エ、ス	f魅力を高める	3公権力行使	C-1	A-1 A-4	2201	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	546	1.00					1.0		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
19098	大阪市景観計画に基づく大規模建築物等の届出	大規模建築物等について建築、外観に係る修繕等を行う場合、当該大規模建築物等の形態、意匠等について、大阪市と協議の上、届出を行うものである。		1	エ、ス	a法律義務	3公権力行使	C-1	A-1 A-4	2201	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.90					0.9		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19099	御堂筋再生整備の検討	大阪の顔である御堂筋を再生し活性化を図るため、平成12年度より市長を会長として設立された「新しい時代の御堂筋」協議会の運営等を行うとともに、平成20年度より御堂筋権限委譲にかかる道路管理者間協議との調整を図りながら、再生整備にかかる取組みを推進していく。		1	ソ	f魅力を高める	2企画立案	A-2	A-2 A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	1,500	0.50					0.5		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
19100	御堂筋彫刻ストリートの推進(寄付を受けた彫刻の御堂筋への設置)	大阪のメインストリートである御堂筋をアメニティ豊かな芸術・文化軸として整備するため、沿道企業等から寄附いただいた彫刻作品を御堂筋に設置するとともに適切な維持管理を行う。また、市民の方々を対象として専門家による解説付きで鑑賞するガイドツアーを実施し、御堂筋の魅力を情報発信していくツールとして活用していく。		1	ソ	f魅力を高める	10その他	A-2	A-1 A-4 E	2201	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	○	5,753	0.30					0.3		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
19101	都市景観委員会	都市景観の形成に関する技術的又は、専門的な事項について調査・審議するすることを目的とした大阪市都市景観委員会の運営を行う。		1	ソ	f魅力を高める	4直接執行	C-1	A-4 C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	2,512	1.00					1.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤		
19102	わがまちナイススポットの発見 (都市景観資源の発掘・活用)	市民等に親しまれ、かつ、良好な都市景観の形成上の価値を有すると認められる建築物等、樹木等の有体物若しくは公共施設又はこれらと一体となって都市景観を形成している土地その他の物件を都市景観資源として登録する。		1	ソ	f魅力を高める	4直接執行	Aー2	A-1 A-2 A-3 A-4	2301	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	4,900	1.00				1.0		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
19103	景観形成方策の推進	アメニティと美しさに満ちた大阪らしい都市景観の形成に向け、市域の景観の向上と地域の特性を生かした都市景観をつくっていくことを目的として、景観計画及び景観形成推進計画に基づく施策の推進に向けた調査・検討を行う。 また、その具体的施策として、大阪市と地域住民等の関係者が御堂筋の風格ある都市景観を形成していくために、御堂筋地区景観協議会を運営し、御堂筋沿道の建築物の形態意匠やにぎわい創出に向けた取り組み等について協議・調整を行う。		1	ソ	f魅力を高める	2企画立案	Aー2	A-1 A-4 C	2201	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	6,338	1.30				1.3		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
19104	西梅田地区周辺開発の推進	西梅田地区では、土地区画整理事業による都市基盤整備とともに、都市計画手法を活用して文化・国際・情報の都市機能を備えた良好な都市空間が民間開発により形成されてきた。平成20年には地区に隣接してプリーゼタワーが竣工し、現在も中央郵便局等の街区で開発が進められている。今後も引き続き、西梅田地区周辺において、民間事業者と連携調整しながら、活力と魅力あるまちづくりを推進していく。		1	ア、セ	f魅力を高める	2企画立案	Aー2	A-1 A-2 A-4	1101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.80				0.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19105	中之島西部地区開発の推進	都市再生緊急整備地域内に位置しながら、大規模な低未利用地が多い中之島5丁目について、民間地権者と連携調整しながら実現可能な開発計画案を検討し、中之島にふさわしい都市機能の導入や土地利用の高度化、魅力ある都市空間形成を誘導していく。		1	ア、ウ、セ	f魅力を高める	2企画立案	Aー2	A-1 A-2 A-4	1101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	3,000	1.20				1.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19106	都市機能整備地区開発計画の検討	都市の再生につながる開発可能な地区について、民間開発のタイミングをとらえて適切な規制や誘導等を講じるなど、民間のエネルギーを最大限活用した活力と魅力のあるまちづくりを推進していく。		1	ア、セ	f魅力を高める	2企画立案	Aー2	A-1 A-2 A-4	1101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	○	9,000	1.20				1.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19107	まちづくり交付金の活用	御堂筋周辺地区など5地区について、国への予算要望・申請等の窓口業務を行うとともに、効果的に各事業を連携させ、各地区におけるまちづくりを推進することにより、大阪の都市再生につなげる。		1	内部	a法律義務	1法令規定	Cー3	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.60				0.6		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19108	魅力あるリバーフロント形成検討調査	中之島から安治川を経て海にいたる「海の御堂筋」について、川沿いの建物所有者や企業・住民と協働し、「魅力あるリバーフロント形成指針」の策定を行い、川を意識したまちづくりを推進する。	23	0	ア・イ・シ	f魅力を高める	2企画立案	Aー2	Aー1 Aー2 Aー3	2201	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	10,000	1.30				1.3		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業
19109	アイ・スポットの企画・管理運営	大阪の都市再生のシンボルゾーンである「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺」などの大規模開発・まちづくりの情報や、商都大阪の中心として長い歴史をもつ船場地区等の歴史・文化・イベント情報の発信、まちづくりに関する講座に実施ならびに関係団体等の交流等を行う施設である「アイ・スポット」の企画・管理運営を行う。		1	イ・ウ・セ	f魅力を高める	10その他	Aー2	Aー1	1401	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	—	○	9,918	1.10				1.1		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
19110	難波地区の再開発の推進	業務・商業施設が集積した「ミナミ」に立地する難波地区において、国際化に向けた都市機能アメニティ性の高い都市拠点の創造に向け、民間開発を推進する。		1	ア、セ	f魅力を高める	2企画立案	Aー2	Aー1	1101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.50				0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19111	湊町地区(ルネッサなんば)開発の推進	都心ミナミに隣接した湊町地区において、複合的な都市機能の集積によるにぎわいのあるまちづくりに向けて、民間開発を推進する。		1	ア、ウ、セ	f魅力を高める	2企画立案	Aー2	Aー1	1101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.90				0.9		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解				
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤					
19112	岩崎橋地区開発の推進	都心西部地域の活性化の拠点である岩崎橋地区において、大阪シティドームを核としてにぎわいのあるまちづくりに向けて、民間開発を推進する。	1		ア・セ	f魅力を高める	2企画立案	A-2	A-1	1101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.20					0.2		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
19113	公的用地の効果的な活用・開発の調査検討	公的用地や学校跡地について、地域に調和した快適なまちづくりを推進するため、公的団体及び隣接する地権者、開発事業者などとの連携を図りながら、地区の整備方針や開発プロジェクトの検討または調整することで、効果的な用地活用及び付加価値を創出する。	1		ア・ウ・セ	f魅力を高める	2企画立案	A-2	A-1	1101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	1.20					1.2		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
19114	中心市街地の活性化に向けた環境整備	市域全体が既に市街化しており、各区の駅周辺を中心に都市機能や商業機能が集積し、コンパクトなまちとなっていることを踏まえ中心市街地活性化法の窓口として、同法の活用について連絡調整を実施する。 (中心市街地活性化法:人口減少・超高齢化社会の到来を迎える中で、高齢者をはじめ多くの人々にとって暮らしやすいまちとなるよう、様々な機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりの実現)	1		ア・ウ・セ	a法律義務	2企画立案	A-2	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.10					0.1		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
19115	MDCへの公的施設管理運営補助	大阪市特定団体経営監視委員会に諮りながら、大阪シティエアターミナルビルの持つ公共性維持と運営会社(MDC)の経営の安定化を図るため、MDCへの公的施設の管理運営補助を実施する。	1		ア	eサービスの確保	1法令規定	A-2	C		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	507,000	0.50					0.5		ウ-5	行政の関わり方の再検証が必要なもの	
19116	大阪ドームの公的部分に対する助成	平成18年5月に本市とオリックス社と更生管財人との3者間で交わされた基本確認書に掲げるドーム機能並びに公共性の維持に関する条件をもとに、アマチュアスポーツの振興と公的施設(外周デッキ)の維持管理に関する補助を実施する。	1		ア	eサービスの確保	1法令規定	A-2	C		ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	—	124,254	0.30					0.3		ウ-5	行政の関わり方の再検証が必要なもの	
19117	都市計画基礎調査	都市計画基礎調査として、土地利用現況調査、建物床面積調査、国勢調査、事業所・企業統計調査、相続税路線価のデータをメッシュ・データ等に整備している。これらの成果は地図等で販売するほか、CD-ROM等の媒体で、他部局並びに国や地方公共団体・大学等の学術研究機関等に貸し出しを行っている。また、マスタープランにおける基礎資料、地域地区の検討資料など様々な都市計画における基礎資料として利用されている。	1		ウ・キ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	9,069	0.50					0.5		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
19118	地域情報管理システム運営管理業務	都市計画基礎調査データをメッシュ化したデータの管理・提供を行っており、これらの成果をまちづくりの基礎資料として、土地利用計画、防災対策関連、交通計画等の策定時に活用している。また、地域・拠点開発情報の管理、情報提供も行なっている。このシステムを利用することによって、様々な情報の集計・分析・加工ができ、局内外の企画立案部門の計画支援に資することができる。	1		ウ・キ	g内部業務	6内部業務	C-1	D		ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	○	1,066	0.50					0.5		エ-3	事業が重複していると考えられるもの	
19119	都市開発資金事業	公共事業の円滑な推進を図るため、道路・公園等の都市基盤施設整備や将来の公共施設等の立地に適した用地など、計画的なまちづくりを推進するために必要な用地で、買取り申出等あったものについて、事業局等からの依頼に基づき取得し、管理替え(事業化)までの用地管理を実施している。 本事業は、国土交通省の都市開発資金貸付制度を活用(財源)とし、原則10年償還としている。	1		ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	23,978,646	1.70					1.7		ウ-6	その他	事業のあり方を検討する必要がある。
19120	公共用地先行取得事業	公共事業の円滑な推進を図るため、道路・公園等の都市基盤施設整備や将来の公共施設等の立地に適した用地など、計画的なまちづくりを推進するために必要な用地で、買取り申出等あったものについて、事業局等からの依頼に基づき取得し、管理替え(事業化)までの用地管理を実施している。 本事業は、主に公共用地先行取得事業債を活用(財源)とし、原則10年償還としている。	1		ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	12,200,144	1.80					1.8		ウ-6	その他	事業のあり方を検討する必要がある。

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤	
19121	PFI導入検討支援事務	本事業では、事業実施局からのPFI導入に向けた審査依頼案件について、計画調整局が事務局となって大阪市PFI事業審査会を運営していくものである。事業実施局等とともに課題の抽出とその解決を図りながら、具体的なPFI事業の実現に向けた運営事務を行う。また、他都市の事例や国の動向等に関する情報収集や各局への情報提供を行い、事業実施局によるPFI導入検討を様々な観点から支援し、PFI事業の活用促進を行う。	1		ソ	a法律義務	1法令規定	A-2	A-1 C	4199	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	1,116	1.20			1.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19122	未利用地の活用促進	平成19年6月に策定された大阪市未利用地活用方針に基づき、局保有地の有効活用に向けた検討及び促進を関係局と連携しながら進める。また、資産流動化プロジェクトチームの一員として、その他の未利用地についても、関係局と円滑な連携につながるよう調整を図る。	1		ソ	a法律義務	1法令規定	A-2	A-1	1101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	1.30			1.3		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19123	開発許可関係事務	都市計画法第29条に基づき、事業者等が面積500平方メートル以上の区域において開発行為(土地の区画形質の変更)の許可を申請しようとする場合は、道路、下水道、公園、消防施設など、開発行為に関係がある公共施設等の整備について、事業者と本市で事前協議を行うことにより、良好な宅地等の水準を確保する。	1		ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	1,498	2.70			2.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19124	大規模建築物事前協議関係事務	一定規模以上の建築物の建築計画について、「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」に基づき、道路、公園、緑地、上下水道、消防、教育、環境など、本市の公共・公益施設等との均衡調整を図るため、関係局が連携し、事業者と本市で事前協議を行うことにより、良好で魅力のある都市空間の形成を図る。	1		ソ	b生活水準確保	4直接執行	C-1	A-1 A-4	2201	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	1.70			1.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19125	緑化指導関係事務	「建築物に付属する緑化指導指針」に基づき、敷地面積が500平方メートル以上のものを対象に、事業者と本市で事前協議を行い、敷地面積の3%以上の緑地を、敷地内の接道部分に重点を置いて確保するよう指導することで、適正な緑化誘導を行い、良好で魅力のある都市空間の形成を図る。	1		ソ	f魅力を高める	4直接執行	C-1	A-1 A-4	2201	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	1.10			1.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19126	土地区画整理法第76条許可関係事務	土地区画整理法第76条第1項の規定に基づき、土地区画整理事業の施行地区内において、土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある建築物の新築等を行おうとする者に対して、許可を義務付けることにより、健全な市街地の造成を図る。	1		ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.20			0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19127	「ワンルーム形式集合建築物指導要綱」関係事務	ワンルーム形式集合建築物を対象に、「大阪市ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱」に定める建築計画及び管理に関する事項について、事業者と本市で事前協議を行い、建築に伴う紛争の防止と良好な居住環境の確保を図る。	1		ソ	b生活水準確保	4直接執行	C-1	A-1 A-4	2101	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	1.40			1.4		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19128	建築物のバリアフリー化の促進に関する事務	バリアフリー法をはじめ、大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱等で規定される多数の人が利用する建築物を対象に、事業者と本市で事前協議を行い、要綱に定める基準に適合するよう整備を求めることにより、高齢者、障害者の方々をはじめすべての市民が、日常生活や社会活動に利用する施設について、安全かつ快適に利用することができるようにする。	1		ソ	c生命財産を守る	4直接執行	C-1	A-1 A-4	2301	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	2.00			2.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19129	住宅附置誘導関係事務	「都心居住促進のための住宅附置に関する指導要綱」に規定するJR大阪環状線の内側及びその周辺地区の対象区域内において、主たる用途が事務所又は店舗である建築物で一定規模以上のものを対象に、事業者と本市で事前協議を行い、当該建築物に一定割合以上の住宅附置を誘導することにより、都心部に新たなにぎわいが創出されるよう住宅建設を促進し、住・職・遊の調和のとれた良好な市街地環境の整備改善を図る。	1		ソ	f魅力を高める	4直接執行	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.50			0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解 あくまで中間とりまとめとしての見解です。 分類・記号の説明は「点検の視点ごとの分類」をご覧ください。				
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤					
19130	開発審査会関係事務	都市計画法第78条に基づき、都道府県及び指定都市等に設置する「開発審査会」の運営等を行う。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	事業番号 19123の予算 に含む	1.00					1.0		キ	引き続き改善しながら実施するもの		
19131	建築誘導行政の企画・調整事務	建築誘導行政の実施にあたり、時々の社会課題や多様化する市民ニーズ等に対応し、良好な市街地環境の形成に資するよう、大規模建築物取扱要領、緑化指導指針、ワンルーム形式集合建築物指導要綱等をはじめとする建築物に対する各種規制誘導施策の企画立案・調査並びに関係部局との調整等を行う。		1	内部	g内部業務	6内部業務	C-1	A-1 A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—		0	2.90					2.9		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
19132	大規模建築物事前協議制度における日影規制に関する業務	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、準工業地域(埋立区域を除く)で、指定容積率300%の区域内における大規模建築物事前協議制度の対象建築物のうち、地上高さが20mを超えるものについて、敷地境界線を越えて終日日影を生じないように指導することにより、快適で質の高い都市空間を創出する。		1	ソ	c生命財産を守る	4直接執行	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—		0	0.30					0.3		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
19133	CASBEE大阪に関する業務	「大阪府温暖化の防止等に関する条例」及び「大阪市建築物総合環境評価に関する取扱要綱」に基づき、事業者が自主的に建築物についての環境にかかる総合的な評価を行い、その結果を記載した計画書を大阪市へ届け出を行うとともに、大阪市がホームページ等で計画概要を公表する。なお、21年度は評価ソフトの改訂作業と市民への啓発活動としてパネル展示を行う。		1	ソ	f魅力を高める	4直接執行	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	○	—	○	722	2.00					2.0		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの		
19134	あいりん地域における総合的 生活環境の整備	あいりん対策については昭和47年より愛隣対策連絡会議を設置し、地域の活性化を図る方向で取組みを進めてきた。平成17年10月には、愛隣対策連絡会議のもとに「医療・福祉対策分科会」と「住宅・まちづくり対策分科会」を設置し、健康福祉局、計画調整局が担当し検討を行ってきた。計画調整局が担当をしている「住宅・まちづくり対策分科会」では、地域が抱えるハード面の課題を中心に、抽出・整理を行いながら、関係各局・区とも連携・協力し、あいりん地域のかかえる課題の解決に向けて取り組みを進めている		1	シ	b生活水準確保	2企画立案	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.60					0.6		ウ-6	その他	今後の事業進捗に向けて政策的議論が必要である。
19135	萩之茶屋小学校周辺における環 境改善対策(新)	平成21年2月の愛隣対策連絡会議において、萩之茶屋小学校周辺における教育環境、生活環境等、地域の環境改善について関係各局が連携して課題の解決を図るため「萩之茶屋小学校周辺環境改善特別チーム」が立上がった。当面は道路の不法占拠解消に努めるなど、地域の環境改善を進める		1	シ	c生命財産を守る	7公平性確保	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.60					0.6		ウ-6	その他	今後の事業進捗に向けて政策的議論が必要である。
19136	平林地区再開発構想の検討	平林地区については、近年の原木輸入の激減、製品輸入の増加により貯木場の利用が大幅に低下している。このため、地区の活性化を図る再開発整備が要望されており、平成6年の土地区画整理事業の換地処分をうけ、あらためて地区の今後の整備のあり方が課題となっているところであり、都市整備局、港湾局とともに地元の研究会に参画し、行政的な面での助言などを行っている		1	ア	f魅力を高める	2企画立案	A-2	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.10					0.1		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
19137	天下茶屋周辺地区の整備	南海本線の連続立体交差化に伴ない廃止された車両工場跡地の利用計画については、大阪市と南海が協議しながら進めてきている。現在、暫定利用がなされている用地に対して駅前にふさわしい良好な市街地環境の整備となるよう活用方策の検討を進める		1	ア	f魅力を高める	2企画立案	A-2	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.20					0.2		キ	引き続き改善しながら実施するもの	
19138	加美駅周辺地区まちづくりの検 討	大阪外環状線計画(大阪東線)については放出～久宝寺間が平成20年3月に開業したところである。地元要望として、(新設)外環新加美駅と関西線加美駅との乗り換え連絡など、加美駅周辺地域のまちづくりが課題にあげられている。外環状線の開業に合わせた整備という一面も重要であるが、具体的な計画を立案するためには、まちづくりに決定的な影響を与える関西線連立計画の確定が最優先であり、関連する計画の動向を見ながら引き続き関係局と情報交換や検討を行っていく		1	シ	f魅力を高める	2企画立案	B-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.20					0.2		キ	引き続き改善しながら実施するもの	

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解			
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤				
19139	八尾空港西側跡地活用方策の検討	八尾空港西側跡地は、大阪市・八尾市にまたがる大阪航空局所管用地で、昭和59年以降更地となっているが、国の遊休地売却方針により平成22年度に処分が予定されている。しかしながら駅前に残された大規模な土地であることより良好な開発がされるよう検討を進めてきた。平成20年度には、八尾市とも連携し、大阪・八尾の両市に跨る西側跡地の一体的、総合的な整備を図る観点から、跡地の整備計画及び事業の実現に向けた調査、検討を行い、今後は大阪航空局に対し跡地の活用方策などについて調整を進める	1		ウ	f魅力を高める	2企画立案	C-2	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.60					0.6		キ	引き続き改善しながら実施するもの
19140	常盤地区のまちづくりの誘導	天王寺・阿倍野ターミナルは一大ターミナル拠点であり、隣接する常盤地区には、大規模未利用地が点在するとともに、道路幅員も狭く、そのポテンシャルを生かしきれていない状態が続いていたが、平成20年9月に、常盤官舎跡地等の再開発(あべのand)に伴う地区中央の南北道路の拡幅整備が完了すると共に、懸案事項だった東西道路の整備も実現したところである。今後は、残された課題である常盤通りの拡幅や、新たな課題である駐輪対策について地権者、関係局、地元と調整を行う。	1		ア、イ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.30					0.3		キ	引き続き改善しながら実施するもの
19141	京橋駅周辺地区の再開発構想の策定	当地区は大阪都心東部の玄関口に位置するが、鉄道による南北の地域分断課題を解消するため、JR学研都市線・東西線の地下化及び都市計画道路、土地区画整理事業の構想があった。しかし、都市計画道路の見直しも予定されていることから、事業構想の変更も含め関係局との調整を行う。また、同地区内の計画調整局所管用地については、公社経営健全化計画に基づき、平成20年10月から住宅展示場用地として10年間の定期借地契約を締結しているが、引き続き契約監理を行う必要がある。	1		ア	f魅力を高める	10その他	C-3	A-4 F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.40					0.4		キ	引き続き改善しながら実施するもの
19142	淀川連絡線跡地の活用・整備	淀川連絡線跡地は、昭和57年の国鉄淀川連絡線廃止後、国鉄清算事業団より平成3年度から5年度にかけて本市が取得したものであり、その幅員は10～30m、延長は約2kmにわたる。東側の比較的狭い幅員の部分はまちづくり交付金を活用した遊歩道を整備してきたが、西側の比較的広幅員の部分は様々な土地利用の検討が可能であることから、引き続き関係局と協議しながら土地利用計画の検討を行う。	1		ウ	f魅力を高める	2企画立案	C-2	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.10					0.1		キ	引き続き改善しながら実施するもの
19143	JR大阪臨港線跡地の開発の検討	貨物専用線であったJR大阪臨港線が平成18年4月に廃線となった。跡地については、緊急車両も通行可能で緑豊かな遊歩道系整備要望があり、地元要望の実現に向け跡地所有者であるJR西日本、JR貨物と協議を行う。	1		ア	b生活水準確保	2企画立案	B-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.40					0.4		キ	引き続き改善しながら実施するもの
19144	中島工業団地の開発調整(新)	西淀川区の中島2丁目にある中島工業団地は、全域が工業専用地区で約137haの広大な開発地であることから、大阪市と工業会との間で計画的に整備が進められてきた。一方、中島工業団地に隣接する中島1丁目地区は第1種住居地域であるため、住環境の保全等が問題とされてきた。よって、これまで住居系地域と工業団地の緩衝帯機能を有していた西淀川ゴルフプラザ跡地の開発に際しては、環境保全に配慮するよう調整を行う。	1		ア、ウ	b生活水準確保	1法令規定	C-1	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.30					0.3		キ	引き続き改善しながら実施するもの
19145	防災まちづくり計画関係業務	都市防災総合推進事業等の防災まちづくり計画関係業務について、関係部局と連携し、国土交通省等と調整を行う。 平成11年に策定した「防災まちづくり計画」で設定した「防災性向上重点地区」において、密集指標の見直しの必要性について検討する。	1		ソ	c生命財産を守る	2企画立案	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.60					0.6		キ	引き続き改善しながら実施するもの
19146	都市再開発方針関係業務	再開発方針は、「整備開発保全の方針」の中に含まれていたが、都市計画法の改正に伴い、平成13年5月に独立した項目になっている。再開発方針の変更に向けて関係局や大阪府と調整を行う。	1		ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	C		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.30					0.3		キ	引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用 非常勤		
19147	狭あい道路解消に関する検討業務	防災まちづくり計画に基づき、老朽木造住宅が密集した市街地において、地震被害を最小限に止め、災害に強く安心して暮らせるまちづくりを推進するために、「防災性向上重点地区」を設定した。その地区レベルの取組みとして、狭あい道路の拡幅整備を推進しているが、セットバックした空間の管理等の問題について検討している。		1	ソ	c生命財産を守る	2企画立案	C-1	A-4		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.20				0.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19148	新大阪・淡路周辺まちづくり業務	阪急電鉄の新大阪連絡線(新大阪～淡路間)鉄道免許の廃止(平成15年3月)に伴い、跡地の利用について、調整を行う。 また、もと柴島浄水場用地での病院計画について、連続立体交差事業との関連も含め、周辺に良好な都市空間や生活空間が形成されるよう、関係者と調整を行う。		1	ア・イ	f魅力を高める	2企画立案	A-2	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.50				0.5		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19149	大阪電気跡地まちづくり業務	環境局が中継基地用地として取得した土地であるが、計画の中止により、売却に向けた調整を行う。		1	ア・イ	f魅力を高める	2企画立案	A-2	F		イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	0.10				0.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19150	船場まちづくり業務	船場地区の良好な都市空間や生活空間の形成に向けて、まちづくりの機運を高めるために、地域と協働した取り組みを行うとともに、船場地区のまちづくり施策等の検討を行う。		1	ア・イ	f魅力を高める	2企画立案	A-2	A-1 A-3	2201	イ.中期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	4,000	0.50				0.5		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
19151	まちづくり推進団体認定事務	一定のまとまりのある区域において、地域の実情に応じた住み良いまちづくりに向けた活動を推進することを目的とする市民活動団体を公募し、申請に基づき一定の要件を満たすものを「まちづくり推進団体」として認定する。		1	イ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-2	A-1 A-4	2301	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	—	0	1.00				1.0		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
19152	まちづくり活動相談・支援事務	認定したまちづくり推進団体に対して、まちづくり活動支援制度の運用上の連絡調整や助言等を行うとともに、支援期間終了後においても必要に応じて情報提供や助言等を行う。また、自発的にまちづくり活動を行おうとする市民グループ等に対して、制度紹介や情報提供等を行い、それらに必要な情報収集を行う。		1	イ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-2	A-1 A-4	2301	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	7,722	2.00				2.0		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
19153	まちづくり活動費助成事業	認定したまちづくり推進団体に対して、申請に基づきその活動状況に応じて、5年間を限度に、勉強会や広報等のまちづくり活動に要した費用の1/2以内かつ年間50万円を限度に助成する。		1	イ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-2	A-1 A-4	2301	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	○	○	5,750	1.00				1.0		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの
19154	まちづくり専門家派遣事業	認定したまちづくり推進団体に対して、申請に基づきその活動状況に応じて、2年間を限度にまちづくりアドバイザーを、3年間を限度にまちづくりコンサルタントを派遣し、まちづくり活動について助言等を行う。		1	イ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-2	A-1 A-4	2301	ア.短期	e市(要改善)	○	—	○	—	○	14,698	0.50				0.5		カ 事業仕分けでの指摘や意見を受けて、見直しを検討すべきもの
19155	まちづくり活動普及啓発事業	まちづくり活動に関心のある市民等を対象にした学習会等の開催や、まちづくりの担い手のためのスキル習得など、まちづくり活動に必要な知識や情報等を提供し、自発的な市民主体のまちづくり活動に向けた意識啓発を図る。		1	ス	f魅力を高める	8市民活動支援	A-2	A-1 A-4	2301	ア.短期	e市(要改善)	○	—	—	—	○	2,500	1.00				1.0		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
19156	まちづくり活動情報発信・交流事業	まちづくり活動関連情報をホームページ等を活用して発信し、市民等による自発的なまちづくり活動の活性化を図るとともに、まちづくり活動発表・交流会等の情報交換の場を提供し、まちづくりに関心のある市民のネットワーク形成を図る。		1	イソ	f魅力を高める	8市民活動支援	A-2	A-1 A-4	2301	ア.短期	e市(要改善)	○	○	—	—	—	2,000	1.50				1.5		エー2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
19157	交通バリアフリーの推進	策定した基本構想25地区の各事業を推進するとともに、バリアフリー新法の施行(平成18年12月)を契機に、より一層の交通バリアフリー化を進め、安全・安心で利便性の高い都市空間整備を図る。		1	ソ	b生活水準確保	1法令規定	A-2	A-1	2301	ア.短期	d市(民活拡大等)	○	—	—	—	○	民間委託については、「都市交通政策立案のための調査」で実施	2.00					2.0	キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤		
19158	建築基準法に基づく建築物の許可及び認定、認可等に関する業務	建築計画について市街地環境の整備改善及び建築物の安全確保等が図られるよう、申請者や関係部局と十分な協議を行ったうえで、建築基準法に定める特例規定等に基づいて許可や認定等を行う業務である。 許可手続きに当たっては多くの場合建築審査会の同意が必要であり、さらに建築審査会は、行政不服審査も行っており、これらにかかる審査会運営事務についてもあわせて本市で行っている。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	2199	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	－	○	5,453	7.20				7.2		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19159	建築基準法等に関連した各種施策の企画・立案等に関する業務	建築基準法に基づく各種制度や、新たに定められる各種規定の実効性を確保するための取り組みの充実・強化に関する企画・立案を行い、必要に応じて条例・細則等の制定や改正を実施している。		1	ソ	b生活水準確保	4直接執行	C-1	A-1 C	2199	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	－	○	5,597	3.70				3.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19160	建築基準法に係る普及啓発等に関する業務	建築基準法等に関する各種情報提供や普及啓発を行うために、建築指導行政のホームページの作成や講習会の実施等を行っている。また、大阪市内における建築確認申請等の建築統計資料を作成し、建築活動についての情報提供を行っている。		1	ソ	b生活水準確保	4直接執行	A-3	A-1	2199	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	－	○	1,079	1.90				1.9		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19161	建築確認における審査等に関する業務	建築基準法の規定に基づき、建築主が建築工事に着手する前に提出する建築確認申請書について、その計画が建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する法令の基準に適合しているかの確認(約600件／年、計画通知含む)を行うとともに、建築基準法等に係る各種問合せ(約23,000件／年)に応じている。あわせて、本市が行う各種行政指導について関係部局との協議が行われていることの確認(約9,000件／年)を行っている。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	2199	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	－	○	59,297	12.10				12.1		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19162	建築確認を活用した各種審査等に関する業務	省エネ法や建設リサイクル法に基づく届出※1(約4,300件／年)、高層建築物等の防災措置に関する要綱に基づく防災計画書※2(約150件／年)について審査・指導等を行っている。 ※1 (省エネ法)一定規模以上のオフィスビル等の新築・増改築等を行う際に義務付けられる建築物の省エネルギー措置に関する届出。／(建設リサイクル法)一定規模以上の建築物の解体工事等を行う際に義務付けられる建設資材の分別解体等に関する届出。 ※2 高層建築物等の建築を行う際に義務付けられる総合的な防災安全性を審査するための計画書。		1	ソ	a法律義務	1法令規定	C-1	A-1 C	2199	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	－	○	2,438	4.80				4.8		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19163	指定確認検査機関における業務の適正さの確保に関する業務	現在、大阪市内における建築確認申請の約96%が、民間の指定確認検査機関で行われていることから、平成19年6月に施行された改正建築基準法を踏まえ、大阪市内で業務を行う全ての指定確認検査機関への立入検査を行うとともに、構造計算適合性判定の対象外となる建築確認を抽出し構造計算の再計算等を実施することなどにより、指導・監督等を実施している(平成20年度末時点で、大阪市内を業務エリアとする指定確認検査機関は26)。		1	ア、ウ	b生活水準確保	4直接執行	C-1	A-1 C	2101	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	－	○	6,897	5.70				5.7		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19164	建築基準法に基づく道路判定等に関する業務	私道について、建築基準法上の道路に該当するかどうかについて判定(道路判定)を行っており、これらの私道についての位置図、台帳等の整備を行っている。 また、宅地造成の際に造られる一定の条件を満たす私道等について建築基準法上の道路として指定する業務(道路位置指定)を行っている。 さらに、建築基準法上の道路に関する問い合わせや相談について、市民をはじめ、建築関係者、不動産関係者、あるいは金融関係者などさまざまな対応を行っている。(約37,000件/年)		1	ソ	b生活水準確保	4直接執行	C-1	A-1 C	2199	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	－	○	21,386	4.90				4.9		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19165	市民からの建築相談等に関する業務	建築基準法及び建築に関する相隣関係などについての相談(建築相談)に応じている(約10,000件/年)。また、建築基準法に基づき建築計画概要書の閲覧業務をおこなっている。(約30,000件/年)		1	ソ	b生活水準確保	4直接執行	C-2	A-1 C	2199	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	－	○	1,383	3.00				3.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの

事務 事業 番号	事務事業名 (新) → 21年度からの事業 (区) → 各区での実施事業 (相談、申請受付等)	事務事業内容	終了		事業の 対象者 (該当するもの3つまで)	市が関与する 必要性	実施主体の妥 当性	市民 協働	事務事業 の分類 (経営方針番号)	見直し 計画	自己事業仕分け の判定	運営方法 (該当に○)					21年度予算 (単位:千円)	21年度 従事職員数(21.5.1)						PTの見解	
			年度	無し								直 営	出 資 団 体 委 託	民 間 委 託	補 助 金 支 出	そ の 他		1号	2号	3号	そ の 他	計	再任用・ 非常勤		
19166	建築物事前公開制度に関する業務	「大阪市建築計画事前公開制度」に基づき、建築主と近隣の住民等との十分な話し合いがなされるよう、高さが20mを超える建築物について、建築確認申請等に先立ち、建築計画の概要を示した標識の設置や近隣住民の方々へ周知を行うことを義務付け、その状況の報告を求めている。		1	ソ	b生活水準確保	4直接執行	C-1	A-1	2101	イ.中期	e市(要改善)	○	○	○	－	○	1,082	2.00				2.0		キ 引き続き改善しながら実施するもの
19167	新築建築物の検査及び違反建築物の監視・指導等に関する業務	全ての新築建築物において「検査済証」の交付がなされるよう、適正な中間検査や完了検査(約15,000件/年)を徹底するなど、検査済証交付率の向上に向けた各種取組みを実施する。また、工事中の建築物における違反建築物の監視や是正指導を行い、建築物の安全性を確保し、防災対策の充実を図る。		1	ソ	b生活水準確保	4直接執行	C-1	A-1 C	2101	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	○	－	○	8,890	12.40	1.0			13.4		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
19168	既存建築物の監視及び指導等に関する業務	既存建築物における安全・安心の確保を図るため、雑居ビル等の既存建築物の立入検査(約250件/年)を行い、違反是正指導を実施している。また、平成21年度、22年度の2箇年において、建築基準法の特殊建築物(主に防災面からみて特殊な用途の建築物)を中心に建て増しなど重大な建築基準法違反に実態について現地調査を実施する。 さらに、一定規模以上の特殊建築物等については、建築基準法に基づく定期報告制度を通じて既存建築物における防火・避難上の安全の確保のための指導を行っている(約45,000件/年)。		1	ソ	b生活水準確保	4直接執行	C-1	A-1 C	2101	ウ.拡充	f市(事業規模拡大)	○	○	○	－	○	31,078	9.10	1.0			10.1		エ-2 効果的、効率的な運営手法の検討が必要なもの
19169	民間建築物におけるアスベスト対策の推進に関する業務	アスベストによる健康被害に対する市民の不安を早期に解消するため、各種セミナー等を活用した啓発リーフレットの配布・送付を行うとともに、本市として把握に努めてきたアスベスト対策が未実施である建物所有者等に対し、個別の働きかけをおこない、露出した吹付けアスベストの含有調査、除去等対策工事費用に対する補助等を行い、アスベスト対策に関する市民の意識の向上を図る普及啓発活動を行う。	23	0	エ、ス	b生活水準確保	4直接執行	C-1	A-1	2101	ア.短期	e市(要改善)	○	－	－	○	－	14,461	2.20				2.2		イ 平成22年度もしくは平成23年度をもって廃止・収束する事業
	計	169件																44,569,041	210.6	2.0	1.0		213.6		